

令和8年7月10日

審査庁 高松市教育委員会 殿

高松市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 阿 部 晶 子

保有個人情報の開示及び一部開示決定に関する審査請求について（答申）

令和8年2月19日付け高教学第359号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

2 開示請求の内容及び審査請求に至る経緯

審査請求人 ○○○○が、令和7年9月19日付けで個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条の規定に基づき行った開示請求の内容及び当該請求に対する同年10月3日付け高教学第224号決定（以下、「本件処分」という。）に係る審査請求の経緯は次のとおりである。

（1） 本件開示請求の内容

審査請求人は、「問題行動・不登校等の月別状況調査及びそれに付随する請求者に関するいじめ等報告関係書類（○○小学校在学）2022年以降より発生するもの。請求人の出勤・欠勤に関する在学中の情報入学後現在まで。」の開示請求を行った。

(2) 本件審査請求の経緯

年 月 日	処 理 内 容
令和7年 9月19日	審査請求人から保有個人情報開示請求書を受付
令和7年10月 3日	実施機関が保有個人情報開示及び一部開示を決定
令和7年10月14日	実施機関が審査請求人から審査請求書を受付
令和7年12月18日	実施機関が審査請求人から審査請求書の補正書を受付
令和7年12月23日	実施機関が審査請求人に対し弁明書を送付

3 実施機関及び審査請求人の主張

(1) 実施機関の開示及び一部開示決定の理由

ア 開示するもの

- ・ 令和6年度「問題行動・不登校等の月別状況調査」
- ・ 令和7年度「問題行動・不登校等の月別状況調査」
- ・ 令和6年7月5日 事案記録
- ・ 令和2年度～6年度「学びのたより」3学期のもの
- ・ 令和7年度「学びのたより」1学期のもの

イ 一部開示するもの

- ・ 令和7年度「出勤簿」7月分・9月分（9月19日まで）

(ア) 開示しない部分

開示請求者以外の個人の氏名、出席番号、出席状況（ただし、開示請求者の了知事項を除く。）

(イ) 開示しない理由

特定の個人を識別することができる、又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利・利益を害するおそれがあるため、法第78条第1項第2号に該当。

(2) 審査請求の趣旨

以下の6項目の開示を求める。

- ア 令和7年度「問題行動・不登校等の月別状況調査」別紙様式
Ⅲ－2 過年度分

イ 2022年12月8日に発生した請求人の子に対する頭部傷害事件に関する書類一式

ウ 2022年12月13日に発生した請求人の子に対する傷害事件に関する請求人配偶者と〇〇教諭との答弁内容に関する書類一式

エ 2022年12月13日に発生した請求人の子に対する傷害事件に関する請求人配偶者から〇〇教諭に対する申立て書類一式（申立ては2022年12月14日に実施）

オ 2023年6月29日に発生した請求人の子に対する傷害事件に関する請求人配偶者から〇〇教諭に対する申立て書類一式

カ 2023年6月29日に発生した請求人の子に対する傷害事件に関する請求人配偶者と〇〇教諭との答弁内容に関する書類一式

（３） 審査請求の理由

公文書管理法に基づく行政文書が存在しているにもかかわらず請求人に対し開示されていないため。

（４） 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね次のとおりである。

ア「審査請求の趣旨」に記載の行政文書の存否について

（ア） 令和7年度「問題行動・不登校等の月別状況調書」別紙様式Ⅲ－2過年度分（上記（２）－ア記載分）

この様式は、前年度に未解消である事案がある場合に、作成し、記載するものであり、令和6年度の月別状況調書において、本事案の現在の状況については、「１：解消している（日常的に観察継続中）」と記載しており、7年度の別紙様式Ⅲ－2過年度分の作成は不要であることから、該当文書を作成しておらず、開示請求の対象となる保有個人情報是不存在である。

（イ） 2022年12月8日に発生した請求人の子に対する頭部傷害事件に関する書類一式（上記（２）－イ記載分）

同様の事件が発生した場合に作成される可能性のある文書として、連絡帳でのやり取りの記録、保健室の来室記録、スポーツ振興

センターの災害給付に関する書類が考えられるが、それらの文書の調査の結果、いずれの文書にも当該事件に関する情報は作成されておらず、また、その他の文書も作成されなかったことを確認しており、保有個人情報是不存在である。

(ウ) 2022年12月13日並びに2023年6月29日に発生した請求人の子に対する傷害事件に関する請求人配偶者と教員との答弁内容及び請求人配偶者から教員への申立て書類一式（上記(2)－エ、オ、カ記載分）

該当教員に対して聞き取り調査をしたところ、当時、請求人配偶者と対面・電話でのやり取りをした事実があったことは確認したが、答弁内容の記録や教員に対する申立て書類を作成又は取得した事実はなく、開示請求の対象となる保有個人情報は不存在である。

イ 「審査請求の理由」に記載の主張（公文書管理法に基づく行政文書が存在しているにもかかわらず請求人に対して開示されていないため）について

上記アに記載のとおり、開示を決定した文書以外を対象文書を作成又は取得しておらず、開示決定した文書以外の保有個人情報は不存在である。

4 審査会の判断

本件審査請求の趣旨は、実施機関が開示及び一部開示決定処分において特定した対象行政文書以外に、対象とすべき行政文書が存在するとして、その開示を求めるものと解される。

そのため、当審査会において、審査請求人が存在を主張する行政文書の存否について審査した結果、次のとおり判断する。

行政文書の存否については、過去のある時点において、実施機関の職員が当該行政文書を職務上作成し、または取得し、実施機関がそれを保有するに至り、その状態がその後も継続している事実が認められる場合に、当該行政文書が存在するものと解することが相当である。

公文書の管理に関する法律第4条において文書の作成義務が規定されていると言えども、当該規定がただちに本件処分において不存在とされた行政文書を実施機関が保有するに至った事実の裏付けとなるものではない。

また、審査請求人は、行政文書が存在すると主張するものの、その存在を裏付ける具体的な事情又は証拠は提示されていない。

そのため、審査請求人の主張をもって、実施機関の保有の事実を認めることはできない。

また、実施機関が、審査請求人の主張する行政文書を作成又は取得していない状況について説明した内容に、特に不合理な点は認められず、当審査会が確認した限りにおいて、実施機関の保有を裏付ける事実もないことから、審査請求人が存在を主張する行政文書が存在するとは認められない。

以上のことから、審査請求人が開示を主張する保有個人情報是不存在であるため、1「審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和8年 2月19日	諮問書受理
令和8年 6月 4日	実施機関から不開示理由の聴取及び争点の審査
令和8年 7月10日	答申